

## 春日井市特別支援保育の実施に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、保護者の労働、疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難であり、かつ、心身に中軽度の障害を有する児童等（以下「特別支援児」という。）に対する保育（以下「特別支援保育」という。）を実施し、他の児童とともに集団保育を行うことにより、児童の健全な心身の成長発達を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (対象児童)

第2条 特別支援保育の対象となる児童は、年度の初日において3歳以上で次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定により保育を必要とする者
- (2) 中軽度の障害を有し、又は発育や発達に遅れがあり、特別な支援を要する者
- (3) 集団保育が可能で日々通園できる者

### (実施保育園等及び定員)

第3条 特別支援保育を実施する保育園及び認定こども園（以下「実施保育園等」という。）並びに定員は、市長が別に定める。

### (保育内容)

第4条 特別支援保育の内容は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定するところによる。

- 2 実施保育園等の施設長は、特別支援保育を実施するときは、特別支援児それぞれにつき保育計画を策定しなければならない。

### (入園の手続き)

第5条 入園の申込手続その他保育の実施については、春日井市児童福祉法施行細則（昭和62年春日井市規則第15号）及び春日井市教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例施行規則（平成27年春日井市規則第34号）の規定によるものとする。

- 2 市長は、特別支援保育に係る入園の申込があったときは、春日井市特別保育

審査委員会に諮り、特別支援保育実施の適否を決定する。ただし、市長が認める場合は、当該審査を省くことができる。

(環境の整備)

第6条 実施保育園等に、特別支援児の特性に応じたトイレ、遊具その他必要な設備を整備するものとする。

(保育士の配置)

第7条 実施保育園等に、原則として特別支援児3人につき1人の保育士を置く。

この場合において、必要に応じて1人の加配保育士を置くことができる。

(指導及び援助)

第8条 市長は、特別支援児が必要とする支援に応じた保育指導及び援助を行うため、実施保育園等に定期的に春日井市特別支援保育巡回相談員を派遣するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、特別支援保育の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(春日井市中心身障害児保育審査委員会要綱の廃止)

2 春日井市中心身障害時保育審査委員会要綱(昭和52年3月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。